

## 1 事案の概要

本件は、①令和4年12月8日の団体交渉（以下「団交」といい、令和4年12月8日の団体交渉を「12.8団交」という。）において、申立人X組合（以下「組合」という。）からの要求に対し、被申立人Y1会社及び被申立人Y3会社の代表取締役並びに被申立人Y2会社の監査役であるB1（以下「B1社長」という。）の対応が不誠実であったことが労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号及び3号に、②組合が令和5年3月1日付けで申し入れた団交について、B1社長が当該団交の開催場所を「B2本社」と称する場所に指定したことで当該団交が開催されなかったことが労組法7条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年3月20日に当初申立てがされた事件である。

その後、本件は、同年5月24日、9月12日、10月10日及び11月1日に追加申立てがされたが、組合は、令和6年7月25日にC地方裁判所において裁判上の和解が成立したことを受け、同年8月5日に上記の追加申立てを取り下げた。

## 2 本件の争点

- (1) Y3会社は、Y1会社又はY2会社の従業員である組合の組合員の労組法上の使用者に該当するか。
- (2) 12.8団交における、B1社長の対応は、Y1会社、Y2会社又はY3会社との関係において、労組法7条2号及び3号の不当労働行為に該当するか。
- (3) 組合が令和5年3月1日付けで申し入れた団交について、B1社長が当該団交の開催場所を「B2本社」と称する場所に指定したことは、Y1会社、Y2会社又はY3会社との関係において、労組法7条2号の不当労働

行為に該当するか。

### 3 主文の要旨

- (1) Y 1 会社は、組合との団交において、合意形成に向けて誠実に応じなければならない。
- (2) Y 1 会社は、組合から団交の申入れがあったときには、団交の開催場所につき、組合と誠実に協議して決定しなければならない。
- (3) Y 1 会社は、組合に対し、12.8団交において、年末賞与に係る協議に誠実に対応しなかったこと及び組合が令和 5 年 3 月 1 日付けで申し入れた団交について、開催場所を B 2 本社に指定し、同月15日付け「団体交渉の場所について」と題する書面（以下「3.15書面」という。）による開催場所の再協議に係る回答を行わなかったことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。
- (4) Y 2 会社は、組合との団交において、合意形成に向けて誠実に応じなければならない。
- (5) Y 2 会社は、組合から団交の申入れがあったときには、団交の開催場所につき、組合と誠実に協議して決定しなければならない。
- (6) Y 2 会社は、組合に対し、12.8団交において、年末賞与に係る協議に誠実に対応しなかったこと及び組合が令和 5 年 3 月 1 日付けで申し入れた団交について、開催場所を B 2 本社に指定し、3.15書面による開催場所の再協議に係る回答を行わなかったことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。
- (7) Y 3 会社に対する申立てを棄却する。

### 4 判断の要旨

#### (1) 争点 (2) について

ア B 1 社長は、Y 2 会社の従業員の雇用契約期間や賞与の決定という経

営面に関与しており、また、組合からの要求・協議事項に対する回答について、Y2会社に係る部分も含めて最終的に内容を決定していることからすれば、実質的には、Y2会社の経営陣である。

したがって、12.8団交におけるB1社長の対応は、Y1会社及びY2会社の対応といえる。

イ 年末賞与に係る協議において、B1社長は、組合のA執行委員長が要求を出せば全てマイナスという答えを出す旨を述べるなど、組合の要求や主張を完全に否定する対応に終始しているだけでなく、A執行委員長が経営状況の赤字や黒字について再度尋ねた際、組合の要求や主張を茶化すような態度を取っている。

ウ 団交は、労働組合及び使用者が、交渉事項に係るお互いの主張を交わし、それらについて検討を行うことによって合意を形成していく過程である。

このことからすれば、組合の要求や主張に対するB1社長の対応は、年末賞与に係る合意形成の可能性を失わしめるものであり、団交の一方当事者としての姿勢や態度として、誠実さに欠けるものといわざるを得ない。

エ したがって、12.8団交におけるB1社長の対応は、Y1会社及びY2会社との関係において、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

オ 本件の第2回審問において、B1社長は、A執行委員長が組合の執行委員長であると、組合と誠実に団交を行うことができない旨を証言している。

このことからすると、12.8団交におけるB1社長の一連の対応は、B1社長が、専らA執行委員長に対する嫌悪の情に基づき、Y1会社及びY2会社が組合との団交を誠実に行わないことを企図してされたものと評価できることから、Y1会社及びY2会社との関係において、労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

(2) 争点(3)について

ア 令和5年3月1日付け「団体交渉申込書」(以下「3.1申込書」という。)の内容については、主にB1社長と、Y2会社の代表取締役並びにY1会社及びY3会社の取締役であるB3(以下「B3社長」という。)との間で協議を行った結果、組合に対し、団交の開催場所をY1会社及びY2会社の本社であるB2本社とする旨を連絡することが決定され、B1社長は、Y1会社及びY2会社の営業所であるB4営業所のB5所長にその旨組合に連絡するよう指示した。

この点、B1社長はY1会社の代表取締役、B3社長はY2会社の代表取締役であり、また、B5所長はY1会社及びY2会社における団交の窓口を担当していたことからすれば、組合が3.1申込書で申し込んだ団交の開催場所をB2本社に指定し、B5所長に対して上記の指示を行ったのは、Y1会社及びY2会社の行為であるといえる。

イ 12.8団交等の状況からすれば、Y1会社及びY2会社は、団交の開催場所をB2本社とすることを組合が受け入れられない旨を承知の上で、これを一方的に指定し、3.15書面に対する回答を行わないことをもって、開催場所の再協議に応じないという態度を明確にしたといわざるを得ない。このことは、実質的に団交を拒否したものと評価できる。

ウ したがって、組合が3.1申込書で申し入れた団交について、Y1会社及びY2会社が開催場所をB2本社に指定し、3.15書面による開催場所の再協議に係る回答を行わなかったことは、正当な理由のない団交拒否と認められ、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

(3) 争点(1)について

ア 12.8団交におけるB1社長の対応は、Y1会社及びY2会社の2社の対応として評価すればよく、ほかにY3会社の対応として評価できるような事実は認められない。

したがって、争点(2)において、Y3会社の労組法7条2号違反は

成立し得ず、また、Y 3 会社が組合の弱体化を企図して行ったと評価できるような事実も認められないことから、同条 3 号違反も成立し得ない。

イ 労組法第 7 条第 2 号は、正当な理由のない団交拒否を禁止しているところ、当該行為の主体となり得る使用者は、労働組合から団交申入れを受けた者に限られる。

この点、3.1 申込書及び 3.15 書面は、Y 1 会社及び Y 2 会社宛ての書面であることから、組合からの団交申入れ先は、Y 1 会社及び Y 2 会社であり、Y 3 会社は、団交申入れを受けておらず、実態として Y 3 会社が対応したとみられるような事実も認められない。

したがって、争点（3）において、Y 3 会社の労組法 7 条 2 号違反は成立し得ない。

ウ 以上のことから、争点（2）及び争点（3）について、Y 3 会社の労組法上の使用者性を判断する必要はない。